

川崎市交通局総合評価一般競争入札実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日

川交経第 1 3 2 0 号

川崎市交通局が発注する工事において、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 の 2 の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が川崎市交通局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札の実施については、川崎市総合評価一般競争入札実施要綱の規定を準用する。この場合において、同要綱中「市が発注する」とあるのは「川崎市交通局が発注する」に、「市にとって」とあるのは「川崎市交通局にとって」に、「本市」とあるのは「川崎市交通局」に、「川崎市総合評価審査員」とあるのは「川崎市交通局総合評価審査員」に、「市長」とあるのは「川崎市交通局長」に、「川崎市総合評価審査委員会」とあるのは「川崎市交通局総合評価審査委員会」に、「工事担当部局」とあるのは「工事担当課」に、「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づく指名停止、」とあるのは「川崎市長に対し、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱の規定に基づく指名停止を求めるほか、」に読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（川崎市交通局総合評価一般競争入札実施要綱の廃止）

2 川崎市交通局総合評価一般競争入札実施要綱（平成 2 5 年 7 月 1 日川交経第 4 8 号）は、廃止する。